

別紙

別表2 水質汚濁に係る管理目標

単位 mg/L (※の項目は除く)

項 目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素(TOC)	—	250	常時
浮遊物質(SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度(pH) ※ (単位は無し)	5～9	5.8～8.6	常時
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物(溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
沃素消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位℃)	45	40	常時
カドミウム及びその化合物	0.03	0.015	1回/月
シアン化合物	1	0.5	1回/月
有機燐化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.5	0.25	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロエチレン	0.3	0.15	1回/月
テトラクロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1,1-ジクロロエチレン	1	0.5	1回/月
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1,1,1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.03	1回/月
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.01	1回/月
チウラム	0.06	0.03	1回/月
シマジン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルブ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふっ素及びその化合物	8	4	1回/月
1,4-ジオキサン	0.5	0.25	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。